

大田市起業支援補助金制度

市では、地域の活性化及び定住促進を図るため、個人が新たに起業するために要する経費に対し、補助金を交付します。

なお、審査・審議の結果、「不採択」になる場合があります。

また、本補助金をご活用いただく場合は、事業の採択決定後から着手する必要があり、審査には一定期間（2～3カ月）を要する場合があることをご承知おきください。

1 対象

- ・市税等の滞納がないこと。
- ※以下に該当する場合は対象となりません。
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき事業を行う者
- ・他の者が行っていた事業を承継あるいは業態を転換し、新事業・新分野に進出する者
- ・報酬（謝礼、謝金含む）を伴う活動を既に行っており、同内容の活動を個人事業主として起業する者
- ・起業する補助事業が副業、複業、兼業に該当する者

2 交付要件・条件

- ・補助事業の内容が地域の活性化に直接的な影響が期待できるものであること。
- ・補助事業が他の制度に基づく補助を受けていないこと。
- ・大田市創業支援アドバイザーによる起業のための指導を受けていること。
- ・創業支援事業者（商工会議所、商工会、金融機関）の助言を受けていること。
- ・起業後3年以上、市内において補助事業を継続すること。
- ・補助金の請求までに市内に住民登録をし、かつ、起業後3年以上居住すること。

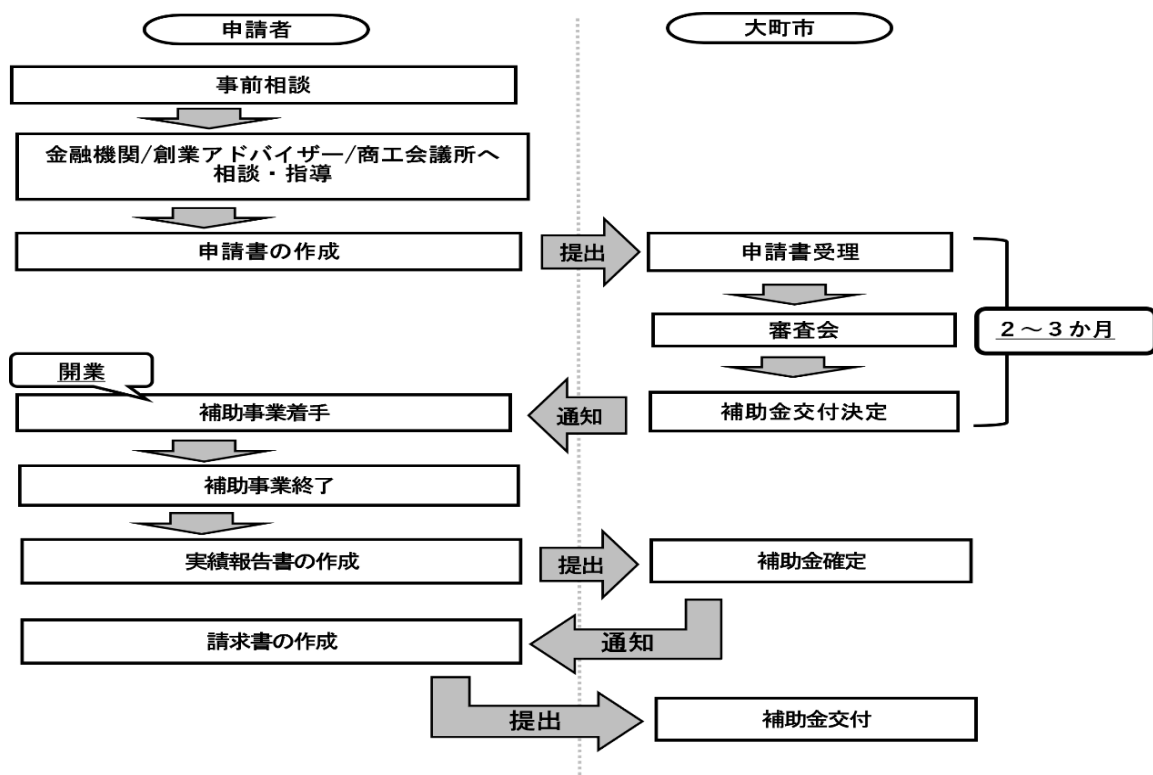
3 補助金額等

- ・補助額 100万円以内（最大 150 万円以内まで加算あり）※1,000 円未満端数切り捨て
- ・補助率 1/2 以内（地域おこし協力隊従事者で任期終了後 1 年以内は 10/10）
- ・限度額への加算適用
八坂地区、美麻地区、中心市街地区域（裏面参照）のいずれかで起業する者 +25 万円以内
他の市町村からの転入 5 年以内の者または転入予定者 +25 万円以内

4 補助対象経費

- ・起業に不可欠な設備費及び備品費
- ・法人登記に要する費用
- ・知的財産権登録に要する経費
- ・費目として明らかな広告宣伝費及び市場調査に要する経費
- ・契約に基づく技術指導受入れに要する経費
- ※いずれも起業した年度内の経費に限る

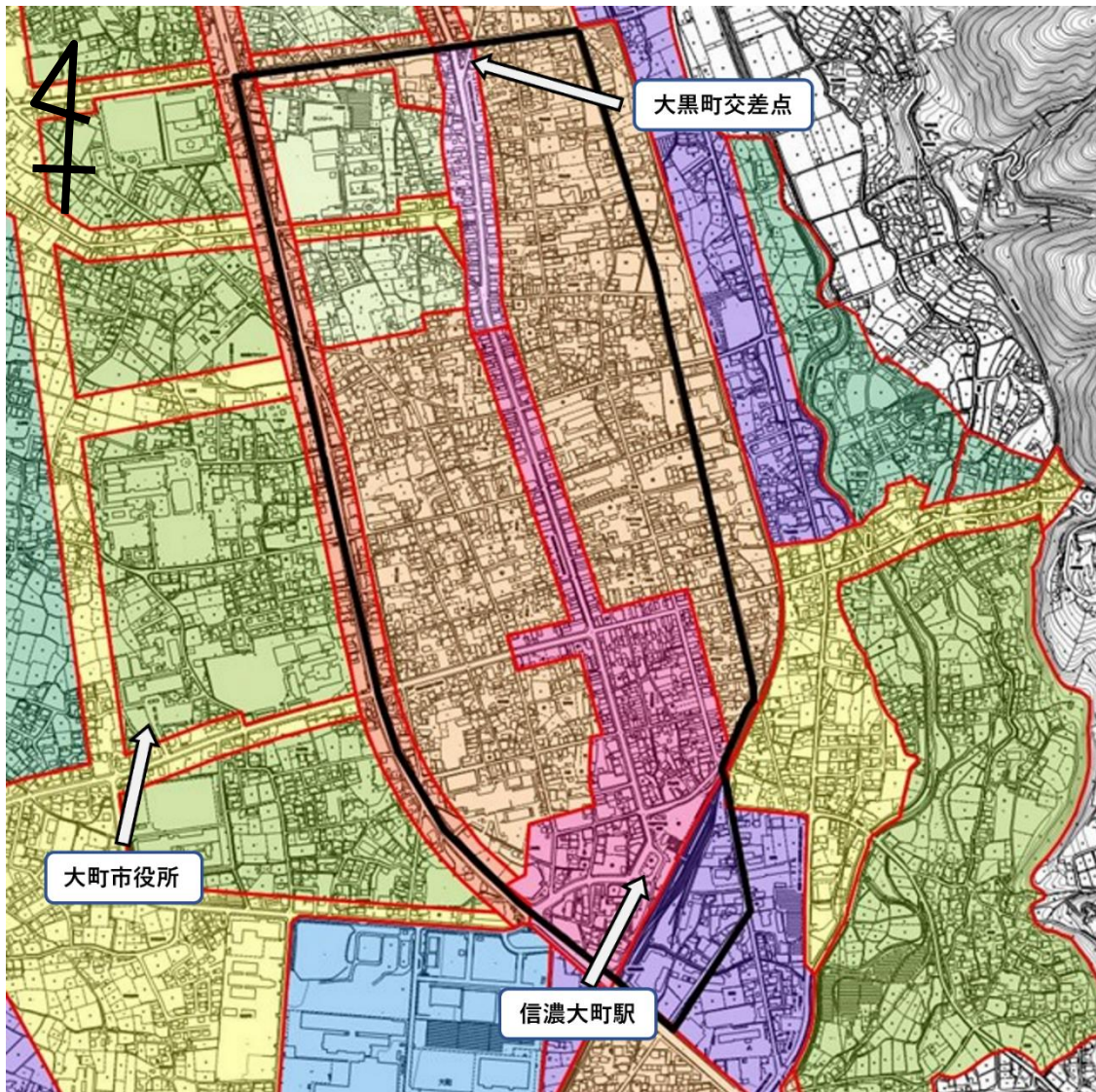
5 申請の流れ



6 その他

• 補助金交付後は、補助事業を開始した翌年度以後 4 年間、毎年 4 月 30 日までに事業の継続及び居住を証する書類の提出を義務付けています。

中心市街地エリア（黒枠内）



制度の詳細、様式のダウンロードは大町市ホームページをご覧ください。▶



◇問い合わせ先 大町市役所 地域振興部 まちづくり産業課 商業労政政係
電話 22-0420（内線542）
E-mail machisan@city.omachi.nagano.jp